

重要インフラにおける「情報共有体制の構築」状況について

2007年3月

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

情報共有体制(情報共有・分析機能等)の整備促進

○重要インフラ(※1)をIT障害(※2)から防護するための全体計画として「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定(2005年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)。また、セキュア・ジャパン2006にて本年度の具体的施策を策定(2006年6月15日情報セキュリティ政策会議決定)

○2006年度末までに各重要インフラ分野ごとに「情報共有・分析機能(CEPTOAR)」の整備(新規追加分野(医療、水道及び物流)については、CEPTOAR整備に関する基本的合意)を推進する。

(※1)重要インフラ10分野:情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流

(※2)重要インフラの各事業において発生する障害(サービスの停止や機能の低下等)のうちITの機能不全が引き起こすものを「IT障害」という。

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画

(2005年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)

【4つの柱】

1. 「安全基準等」の整備
2. 情報共有体制の構築
(1) 官民の情報提供・連絡

(2) CEPTOAR

(3) CEPTOAR-Council

3. 相互依存性解析の実施
4. 分野横断的演習の実施

情報共有・分析機能(CEPTOAR)

○IT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止・迅速な復旧及び再発防止のため、政府等から提供される情報について、適切に重要インフラ事業者等に提供し、関係重要インフラ事業者等間で共有することにより、各重要インフラ事業者等のサービスの維持・復旧能力の向上に資するため、各重要インフラ分野内に「情報共有・分析機能(CEPTOAR)」の整備を進める。

(CEPTOAR: Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response)

整備目標

○可能な限り早期に重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等間での協議を開始し、2006年度末までに各重要インフラ分野ごとにCEPTOARが整備されることを目指すこととするが、新規追加分野については、CEPTOAR整備に関する重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等間での基本的合意を2006年度末までに完了する(2007年度に実際の整備がなされる)ことを目指す。

本年度末に向けてのとりまとめについて

重要インフラ所管省庁の協力を得て、「CEPTOARの整備」及び「CEPTOAR特性把握マップ」(仮称)のとりまとめを行う。

セキュア・ジャパン 2006

(2006年6月15日情報セキュリティ政策会議決定)

【具体的施策】

ア) CEPTOAR整備 の推進

イ) 「CEPTOAR特性 把握マップ」(仮 称)とりまとめ

ウ) 「重要インフラ連 絡協議会」(仮称)の 設置検討

CEPTOAR整備及び「CEPTOAR特性把握マップ」(仮称)のとりまとめ(案)

- ◆ CEPTOAR整備については、2006年度末までに各重要インフラ分野の整備が確実に実施されているか把握
- ◆ 新規追加分野については、2006年度末までに重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者間で基本的合意がなされているか把握
- ◆ CEPTOARの整備状況の把握にあわせて、各分野の事業特性から反映された機能特色等を把握
- ◆ 把握した特徴をもとにCEPTOAR特性把握マップをとりまとめるにあたっては、可視性を工夫

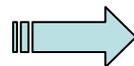
(「セキュア・ジャパン2006」より)

■ 各重要インフラ分野におけるCEPTOAR整備の推進

各重要インフラ所管省庁及び各重要インフラ事業者等間での協議を開始し、2006年度末までに各重要インフラ分野にCEPTOARが整備されることを目指す。また、新規追加分野(水道、医療及び物流)については、CEPTOAR整備に関する重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等間での基本的合意を2006年度末までに完了することを目指す。

■ 「CEPTOAR特性把握マップ」(仮称)とりまとめ

重要インフラ所管省庁の協力を得て、各重要インフラ分野ごとに設けられる各CEPTOARの整備状況を把握するとともに、各分野の事業特性から反映された機能特色等について業種ごとに把握し、特徴把握が容易かつ可視性を工夫した「CEPTOAR特性把握マップ」(仮称)を2006年度末を目途に作成する。



本年度末での整備状況(医療、水道、物流については、検討状況及び来年度の予定)の把握に加え、3カ年計画として来年度の運用状況、各分野の特性についても今後とも把握

「CEPTOAR特性把握マップ」(仮称)(案)作成あたっての基本的スタンス(案)

1. 目的

CEPTOAR特性把握マップ(仮称)とは、各重要インフラ分野ごとに設けられるCEPTOARについて、事業特性から反映された機能特色等について業種ごとに把握し、特徴把握が容易かつ可視性を工夫したものであり、今後のCEPTOARのあり方を考える上で参考となるものである。

なお、CEPTOAR特性把握マップ(仮称)は、各分野のCEPTOARを構成する機能ごとに項目として整理するものであるが、各分野が整備に向け検討した機能等を一様な尺度で把握することは、各分野のCEPTOARの自主的な活動に対して障害を生じさせる可能性があることに留意する必要がある。

2. 基本的スタンス

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画で示しているCEPTOARの最低要件として、「内閣官房が提供する情報の取り扱いに関する取極め、機密保持及び外部への情報提供に関し、構成員間で合意されたルールが存在」、「緊急時に各構成員及び外部との連絡が可能な窓口(POC)の設定」が求められている。また、「将来的には、分野内の情報集約及び情勢判断を行う能力があるコーディネーターが設置されることが望ましいこと」についても言及されている。

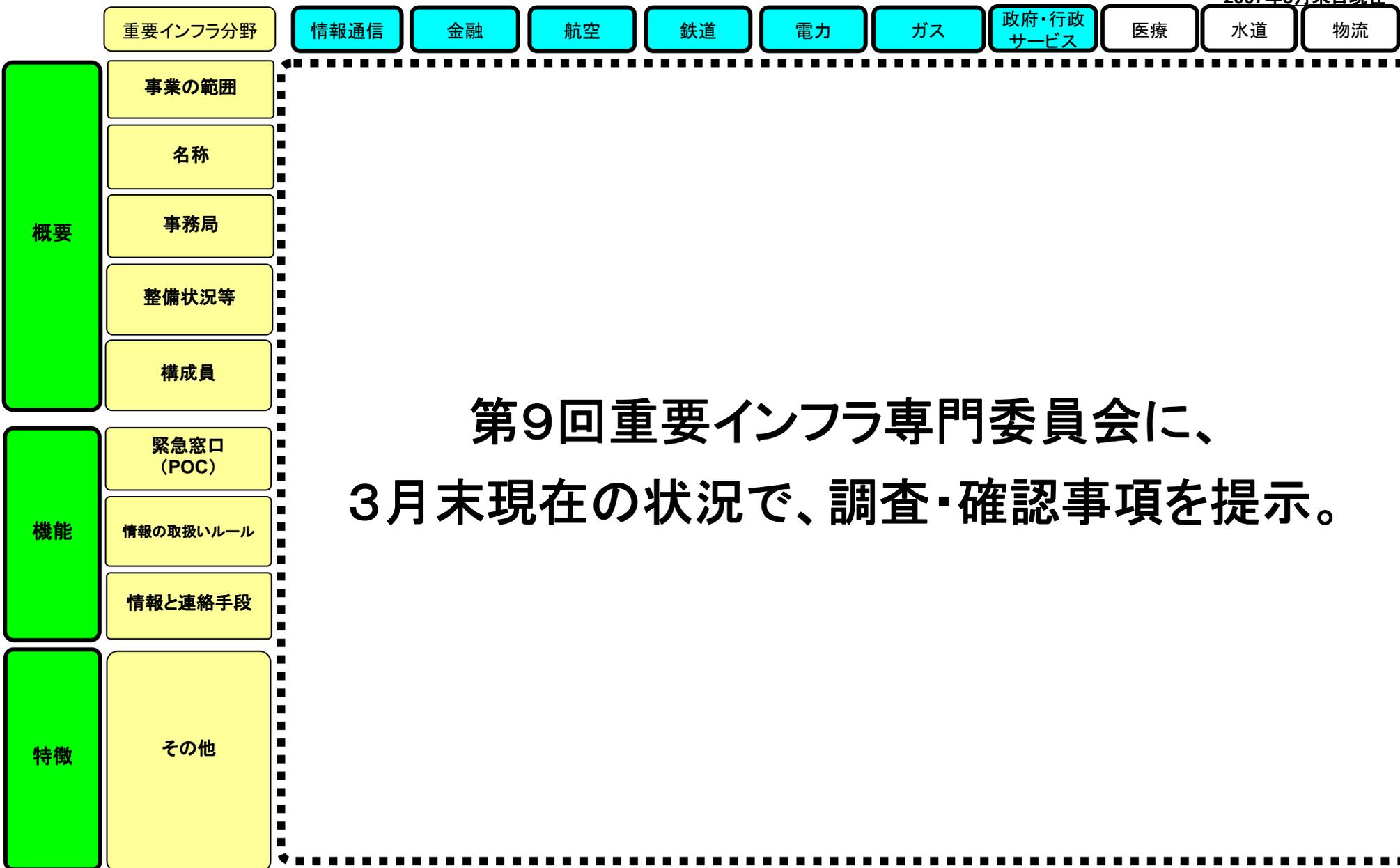
なお、各分野がCEPTOAR整備に向け検討した機能は、今後、各CEPTOARが整備されていく中で、各分野が共通して付加している機能と、事業特性によって付加している機能となることから、CEPTOAR機能は以下の3つに整理できる。

- ① 行動計画で示されている最低要件
- ② 各分野が共通して付加している機能
- ③ 各分野の事業特性によって付加している機能

さらに、CEPTOARの整備では、初年度から各分野の事業特性に合わせた機能等のすべてが整備されているとは限らず、初年度は行動計画で示されている最低要件が整備されることが重要であるが、今後も、重要インフラ所管省庁の協力を得つつ、内閣官房情報セキュリティセンターにおいて、各分野におけるCEPTOARの機能、要件の検討・整備状況についての把握を適宜実施し、毎年度末ごとにCEPTOAR特性把握マップ(仮称)への反映の検討等のフォローアップを行う。

「CEPTOARの特性把握マップ」(仮称)(案)について

2007年3月末日現在



(注)本マップを使用するにあたっては、前述の目的に従って作成された事に留意すること。